

## 旭川市教育旅行等推進助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、市内での安全で安心な旅行の実施を推進することを目的とし、市内を行程に含み、国が示す「新しい生活様式」等に対応した感染防止対策（以下「防止対策」という。）を施した旅行商品の開発を支援するため、市内旅行会社への助成金の交付を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、申請時点において、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の許可を受けた旅行業又は旅行業者代理業を営む事業者（以下「旅行会社」という。）で市内に本店を有するものとする。

### (助成要件)

第3条 この要綱による助成は、次の各号の要件を1つ以上含む旅行商品を対象とする。

- (1) 防止対策を施し、市内各種施設等の見学や利用、又は体験等を伴う旅行
- (2) 防止対策を施し、市内宿泊施設での宿泊を伴う旅行

2 この要綱による助成は、令和3年3月31日までに終了する旅行商品を対象とする。

### (助成額及び助成限度額)

第4条 助成金の額は基本額に加算額を加えた額とし、基本額と加算額はそれぞれ別表1及び別表2により算定する。

2 一事業者当たりの助成限度額は20万円を限度額とする。ただし、限度額の範囲内において一事業者による複数の申請は妨げない。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭川市教育旅行等推進助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、旅行商品の催行期間内で最初の出発日以前に、市長に提出する。

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書等を審査し、予算の範囲内において助成金の交付を決定する。また、交付決定したときは、旭川市教育旅行等推進助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に対して通知する。

2 市長は、助成金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通

知する。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は前条第1項に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に、不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に、助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する取下げがあったときは、取り下げた申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第8条 市長は、助成金の交付を決定した後において、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、天災その他特別な事情により助成事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(状況報告等)

第9条 市長は、助成事業の適正な執行を図るために必要があるときは、助成事業者に対し、当該助成事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、助成事業が助成金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(決定内容の変更承認)

第10条 助成事業者は、助成事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに旭川市教育旅行等推進助成金変更（中止）申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、助成金額の変更を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の旭川市教育旅行等推進助成金変更（中止）承認申請書を審査し、適当と認めるときは、変更（中止）承認決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に対し通知する。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して、30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、旭川市教育旅行等推進助成金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の実績報告書の内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の額を確定し、旭川市教育旅行等推進助成金額確定通知書(様式第 6 号)により当該助成事業者に対し通知する。

(是正のための措置)

第 13 条 市長は、第 11 条に規定する実績報告書の提出があった場合で、実績報告書に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、助成事業者に対してこれに適合させるための措置を講ずるように指示するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、その助成事業に関して助成金の交付決定の内容又は各助成金の交付規程若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、助成金の交付決定の取消しを決定したときは、その旨を書面により助成事業者に通知する。

(助成金の請求)

第 15 条 第 12 条の規定による通知を受けた助成事業者は、通知日から起算して 14 日以内に旭川市教育旅行等推進助成金請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 16 条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(理由の提示)

第 17 条 市長は、第 9 条第 2 項若しくは第 13 条の規定による指示をするとき、又は第 14 条第 1 項に規定する取消しをするときは、助成事業者に対してその理由を示す。

(関係書類の保管等)

第 18 条 助成事業者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿類を整備し、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間保

管しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 2 0 日から施行する。

別表 1

旅行商品の内容	基本額
第 3 条 ( 1 ) 及び ( 2 ) のいずれかを満たす	50,000 円
第 3 条 ( 1 ) 及び ( 2 ) の全てを満たす	100,000 円

別表 2

参加者数	加算額
1 0 人以下	無し
1 1 人以上	参加者数から 10 を減じて 2,000 円を乗じた額